

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

いじめとは、当該児童が、一定の人間関係にある他の児童等から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものという。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、同じ学校や学年、学級の者など当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

※「攻撃」とは、「仲間外れ」、「集団による無視」、「冷やかしやからかい、悪口」、「叩く蹴るなどの暴力的行為」など直接的に関わるものだけでなく、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。さらに、インターネットを通じて行われるものも含む。

※「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃の他、金品をたかられたり隠されたりすることなども意味する。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童の実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

①いじめは、人として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権に関わる重大な問題である。

②いじめは、全ての児童に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

①「いじめは絶対に許されない行為だ」ということを毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立って指導する。

②全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように指導するとともに、児童会等を主体とした取組が実施できるよう指導する。

③いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導する。

④児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や、児童自らいじめをなくそうとする態度を身に付けるなど、望ましい学級集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

- ①いじめの防止は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。
- ②いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。一人の教職員が抱え込むのではなく、連絡・連携を密にして、全ての教職員が一丸となって対応する。
- ③家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり、教職員は、平素からいじめの定義やいじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解を深めておく。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止校内委員会」を活用する。この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改定する。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止校内委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る行内研修計画の策定
- (3) いじめ防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめ防止及び早期発見を目的とする取組の年間計画の作成
- (5) いじめ防止及び早期発見に係る児童及び保護者、地域への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめ防止等に係る学校外の相談窓口の広報
- (8) 「いじめ対応マニュアル」の策定と実行管理
- (9) 重大な事態が発生した場合の対応組織の編成（マスコミ対応）
- (10) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

6 重大事態への対応

いじめの中には、児童の生命や心身又は財産に重大な被害が生じるような事態が含まれる。これらの対応には、「いじめ防止校内委員会」を中核にした組織を編成して対処する。さらに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための初期調査を行い、調査結果を市教育委員会に報告する。

(1) 重大事態の定義

いじめの「重大事態」を次のとおり定義する。

- 1 いじめに、より当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）。
- 2 いじめにより、当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する）。
- 3 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合、又は「廿日市市いじめ防止対策委員会」から重大事態と指摘された場合は、市教育委員会との連携のもと、全教職員の共通認識のもと、いじめられた児童を守ることを最優先として適切な対処や調査を迅速に行う。

① 問題解決への対応

(ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約者と記録者を特定する）

(イ) 重大事態対応組織の編成

(ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携

(エ) P T A役員との連携

(オ) 関係児童への指導

(カ) 関係保護者への対応

(キ) 全校児童への指導

② 説明責任の実行

(ア) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

(イ) 全校保護者への対応

(ウ) マスコミへの対応

③ 再発防止への取組

(ア) 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘

(イ) 問題の背景や課題の整理と教訓化

(ウ) 取組みの見直し、改善策の検討・策定

(エ) 改善策の実施

7 取組の検証と実施計画等の見直しについて

(1) いじめ防止校内委員会において、各学期末にいじめの防止等に係るふり返しを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。

(2) いじめ防止校内委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数など、いじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。

附則

・この基本方針は、平成26年2月28日から実施する。